転入手続きのご案内

引越等により京都府バドミントン協会で新たに会員登録される（公財）日本バドミントン協会公認審判員資格保有者に、審判員資格に関する転入手続きをご案内いたします。

ご存知のように、公認審判員資格の更新手続きは、所属都道府県協会でのみ可能となっています。

京都府バドミントン協会審判委員会は、京都府バドミントン協会を通して会員登録された全ての公認審判員資格保有者について、その連絡先等の情報を管理し、更新案内等をお送りします。

京都府バドミントン協会審判委員会では、下記により転入手続きを行い、更新案内等に備えます。

京都府バドミントン協会から会員登録をされましたら、すぐに審判員資格の転入手続きをお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、所属連盟・市協会の担当者または京都府協会事務局（TEL 075-692-3483 または umpire@kyoto-badminton.com　）までお問い合わせ下さい。

記

１．対　　象　　京都府バドミントン協会から新たに会員登録をされた公認審判員資格保有者

２．手 続 き

1. 手続きに際しては、日バの今年度の会員登録が必要となります。登録手続き未了の方は、所属連盟・協会の登録事務担当者に至急連絡をとって、登録手続きをして下さい。
2. 書式欄から「転入届」をダウンロードし、必要事項を入力して下さい。
3. 最後に入力した転入届（EXCELファイル）を、下記審判委員会連絡先へ電子メールでお送り下さい。

３．締 切 り

2025年５月９日（金）を第一次締切りとし、以後は随時（転入後できるだけ早く）とします。なお、今年度が更新年度の方は、別項「審判員資格の更新手続き」の案内に従って、転入手続きと同時に更新手続きを行って下さい。更新手続きの一次締切りも2025年５月９日（金）です。更新希望者一括で日バへ申請します。期日を厳守して下さい。（最終締切り2026年１月31日）

４．審判委員会の連絡先

umpire@kyoto-badminton.com　 へ

以上